

居住系サービス等に係る留意事項

和歌山県障害福祉課 施設福祉班

次第

1. 指導事例

1. 指導事例

1. 指導事例

従業者の員数

- 夜間時間帯以外のサービス提供時間帯において世話人、生活支援員の員数が必要数を満たしていない。

- 世話人及び生活支援員については、指定共同生活援助事業所ごとに、利用者の生活サイクルに応じて、一日の活動終了時刻から開始時刻までを基本として、夜間時間帯を設定するものとし、当該夜間時間帯以外の時間帯において、必要な員数を確保すること。

1. 指導事例

夜間支援等体制加算

< I 型の場合 >

- 夜間支援の内容について共同生活援助計画書に位置付けられていない。

< I 型・II 型の場合 >

- 1 人の夜間支援員が複数の共同生活住居の夜間支援を行う場合は、少なくとも一晩につき 1 回以上は共同生活住居を巡回しなければならないが、巡回を行っていない。

(サテライト型住居で巡回の必要がないとあらかじめ判断したものは除く。)

1. 指導事例

夜間支援等体制加算

- 夜間支援等体制加算(Ⅰ)の算定にあたっては、夜間支援の内容について、個々の利用者ごとに、個別支援計画に位置付けること。※夜間支援の必要性を明確にする。
- 加算の算定にあたって用いる単位区分は、夜間支援従業者が支援を行う共同生活住居毎の前年度平均利用者数(夜間支援の提供の有無に関わらず全入居者を対象とする)で算定すること。

1. 指導事例

入院時支援特別加算、帰宅時支援加算

- 入院時支援特別加算に係る支援内容を記録していない。
 - 入院時支援特別加算の算定にあたっては、病院又は診療所を訪問し、入院期間中の被服等の準備や利用者の相談支援、入退院の手続きや家族等への連絡調整などの支援を行った場合は、その支援内容を記録しておくこと。
- 帰宅時支援加算に係る支援内容を記録していない。
 - 帰宅時支援加算の算定にあたっては、当該利用者が帰省している間、家族等との連絡を十分図ることにより、当該利用者の居宅等における生活状況等を十分把握するとともに、その内容について、記録しておくこと。

「居住系サービスに係る留意事項」は以上となります。
